

議第54号

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月5日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

檀原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年檀原市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

檀原市総合計画策定審議会	総合計画の策定についての審議に関する事務	15人以内
檀原市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会	まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についての審議に関する事務	15人以内
檀原市行政改革推進委員会	行政改革の推進に関する重要事項についての審議に関する事務	10人以内

」

を

「

檀原市総合政策審議会	総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に関する重要事項についての審議に関する事務	15人以内
------------	--	-------

」

に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年檀原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

橿原市総合計画策定審議会の委員	日額 10,000	〃
橿原市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会の委員	日額 10,000	〃
橿原市行政改革推進委員会の委員	日額 10,000	〃

」

を

「

橿原市総合政策審議会の委員	日額 10,000	〃
---------------	-----------	---

」

に改める。

理由 執行機関の附属機関として、橿原市総合計画策定審議会等を統合し、橿原市総合政策審議会を設置するため、所要の改正を行うもの

議第55号

職員の分限に関する条例の一部改正について

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月5日提出

橿原市長 森下 豊

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和31年橿原市条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名中「職員の」の前に「橿原市」を加える。

第4条第1項中「休職」の次に「（以下「病気休職」という。）」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項の規定による休職」を「病気休職」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、同条の前に次の1条を加える。

（病気休職期間の通算）

第5条 病気休職から復職した職員を再度病気休職とする場合における前条第1項の期間は、復職以前の全ての病気休職の期間と通算して定める。ただし、次の各号のいずれかに該当する病気休職は、通算の対象としない。

- （1）休職を命じる事由となる心身の故障とは明らかに異なる心身の故障（以下「別傷病」という。）による病気休職
- （2）病気休職（前号の休職を除く。以下この号において同じ。）からの復職の日から起算して次の病気休職の最初の日までの期間が1年を超える場合における当該復職以前の病気休職

2 前項第2号の期間中に別傷病による病気休職又は病気休暇の期間が連続して10日以上ある場合は、それらの期間を同号に規定する1年の期間に加算する。

第8条の次に次の1条を加える。

（委任）

第9条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の樫原市職員の分限に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後の日に任命権者がその期間を定める（既に定めた期間を延長することを含む。）休職から適用する。

理由 同様の傷病による複数回の分限休職の期間について、一定の場合に通算して上限を設けることを定めるため、所要の改正を行うもの

議第56号

檀原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

檀原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月5日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

檀原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年檀原市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

（4）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（10）5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

理由 学校教育法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、放課後児童指導員の資格要件について、教員免許の更新を受けていない場合の取扱いを明確にし、また放課後児童指導員になれる対象を拡大するもの

議第 57 号

檀原市手数料徴収条例の一部改正について

檀原市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 9 月 5 日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市手数料徴収条例の一部を改正する条例

檀原市手数料徴収条例（平成 12 年檀原市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 25 の 2 の項の次に次のように加える。

25 の 3 建築物の敷地 と道路との関係の建築 認定申請手数料	建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく建築の認定の 申請に対する審査	1 件につき 27,000 円
--	---	--------------------

別表 26 の項中「第 43 条第 1 項ただし書」を「第 43 条第 2 項第 2 号」に改める。

別表 50 の項の次に次のように加える。

50 の 2 1 年を超えて 使用する特別の必要が ある仮設建築物建築許 可申請手数料	建築基準法第 85 条第 6 項の規 定に基づく仮設興行場等の建築 の許可の申請に対する審査	1 件につき 160,000 円
--	--	---------------------

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

理由 建築基準法の一部改正により、接道規制及び仮設建築物に関する規定の整備が行われたため、これらの認定及び許可の申請の手数料を規定するもの